

働く仲間はたたかうN関労に結集しよう!!

# LALUZ

(ラ・ルース)

2015年3月18日(水)号外/高知版

N関労 西日本NTT関連労働組合

発行責任者 兼廣 英治

事務所：尼崎市武庫町 1-36-22 NTT 武庫之荘別館 3F

Tel. 090-8979-5088 Fax. 06-6436-4076

Eメール: kanet@tokushima.email.ne.jp

<http://www.n-kanrou.com/>

15春闘 本日、始業時より拠点ストライキ決行

## 田植さんへの不当評価に

## 反省どころか・・・

### 尼崎ビルでも同時にストライキへ突入

3月9日、先に提出していた春闘要求への回答を受け、フィールドテクノ社本社との交渉を行ったが、賃上げも含め、要求に進展が見られなかったことから、ストライキも止む無しと判断した。

今回の15春闘からフィールドテクノ社高知営業所の組合員2名が尼崎ビルと同時に潮江ビルでストライキを闘うことになった。

以下は、フィールドテクノ本社交渉での議論をまとめたものから一部抜粋したもの。

#### ■契約社員の格差について

組合：同じ契約社員でありながら、賃金を含め、食事補助や人間ドックなど、労働条件が異なっている。労働契約法20条に沿っていると言えるのか。

会社：法律に照らし、契約社員就業規則に沿ってやっている。労働契約法20条では有期雇用社員と無期雇用社員に差をつけてはいけないと謳っている。

組合：それは承知している。貴社は同一の契約社員就業規則の中で就業パターンを設け、有期雇用間でも格差が生じている。労働条件



14春闘でのストライキ(尼崎ビル)

を公平にする、との法の主旨にそぐわないものだ。

#### ■60歳超契約社員の賃上げについて

組合：NTTにおける60歳超契約社員の年収は他企業に比べて低い。当労組が調べたところ、JR西日本の運転手、車掌以外の社員の場合、年収270万以上、JR東海や日本郵便の場合は、年収320万～370万以上となっている。

会社：年収が300万以上になると厚生年金の支

給額に関わってくる。

組合：それは社員が厚生年金比例報酬分を減らしてもフルタイムで働くのかどうかの選択を個々の社員ができるし、65歳まで据え置き、年金の上乗せをするという選択も出来るという事だ。少なくともNTTのようにそうした選択すら出来ないような低賃金施策になっていない。

#### ■社宅定年制度について

組合：CP社員になったとしても、既に30歳を越える方もいるのではないか。社宅定年45歳では、家を持って悠々と生活できるものではない。会社の見解を聞かせていただきたい。

会社：会社として必要な労働力確保のため、非正規社員も報われるようにするのが筋だと思っている。しかし、当社だけではどうにもならない。社宅を持つNTT西日本へも働きかけているが、思うように進んでいないのが現状だ。

#### ■田植裁判での和解をどう考えるのか

組合：貴社は田植さんが原告尋問を受けるにもかかわらず、特別休暇を与えなかったが、貴社の契約社員就業規則第36条8項では、特別休暇（有給）を与えるようになっている。

会社：田植さんが当社を訴えた原告であり、8項には含まれない、と解釈している。

組合：そのようなことは就業規則のどこにも書かれていない。会社が勝手に拡大解釈できるのか。

会社：フィールドテクノ社としては運用上そのように解釈している。

組合：田植さんの人権を無視するものだ。今後の課題として議論したい。また、田植裁判での和解について見解を聞かせて頂きたい。

会社：この裁判についてコメントする考えはない。

組合：解決金を出した理由は何か。

会社：裁判所の和解案に応じたただけだ。勝った負けたの議論をする気はない。

交渉では他に社員の賃上げやPC社員の登用等についても議論されたが、満足な回答は得られず、ストライキ実施も止むを得ないと判断した。

## 西N関労の15春闘要求

1. 社員一律17万円の基準内賃金の引き上げを行うこと。
2. 夏期・年末合わせて基準内賃金プラス成果手当・扶養手当を合算した賃金6ヶ月分の特別手当を支払うこと。
3. 成果主義賃金制度を廃止すること。
4. 労働強化にならない必要な人員配置をすること。
5. 日帰り旅費を「旅費の見直し」以前に戻すこと。
6. パワハラ、セクハラの職場実態調査を行い、健全な明るい職場を目指すこと。
7. 福利厚生を充実させること。
8. 社宅定年制を廃止すること。
9. 契約社員（60歳超契約社員を含む）及び派遣社員の労働条件について以下を要求する。
  - (1) 貴社で雇用する派遣社員、契約社員、特に長期に雇用している契約社員を正社員にすること。
  - (2) フルタイム・隔日勤務者の賃金を月給制にすること。
  - (3) 非正規社員（60歳超契約社員を含む）の時給を1,500円以上に引き上げること。
  - (4) 非正規社員の労働条件（各種休暇、通勤手当、食堂の利用、安全管理、人間ドックカフェテリアプラン、食事補助制度、健康診断等）を社員と同等にすること。